

議会運営委員会日程

令和4年4月21日（木）
午後1時 502会議室

日程第1 陳情の取扱いに関する在り方について

日程第2 その他

陳情の取扱いに対する各会派の見解の要旨

令和4年2月8日現在

	各 会 派 の 意 見
自 民 党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都市における陳情審査の取扱いの状況を踏まえて団で検討したが、横浜市のように委員会で陳情を審査していない都市もある。 ・ 今回の議論のきっかけとなった陳情第97号（会議録の削除）及び陳情第108号（辞職勧告決議）の2つの陳情については、常任委員会で審査するのはなじまないと考える。 ・ 本市では、陳情も請願と同じように取り扱ってきたが、昔と違い、メールや電話等で議員へのアクセスがしやすい環境となった。また、一人でも議員が署名をすれば請願として委員会で審査し、本会議で取扱うことができる。時代が変わったのであれば、他都市と同様に請願の権利を保障した上で、陳情の取扱いを変更すべきである。 ・ この他にも、市外から郵送で提出されたものであっても、特定の場所の陳情については、委員会で現地視察を行うことになるが、現地視察は人や時間など多くのコストがかかっていることから、現地視察の在り方についても今後議論していきたい。
み ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の2つの議員に関係する陳情は、委員会付託するのはなじまないと考える。 ・ 他都市の付託しない陳情の取扱いを見ると、「議会に直接関係する内容のもの」とあるが、議会活動では広範であるため、「議員活動に直接関係する内容のもの」とし、対象を明確化した上で、手引きに新たに追加したい。 ・ 本市では、伝統的に陳情の取扱いは、委員会付託して丁寧に議論してきた。 ・ 自民党の提案のとおり、全ての陳情について現地視察に行く必要があるのかは、今後協議し、他の手段を用いる等の工夫はできると考える。 ・ 請願は議員の署名が必要で提出のハードルが高いため、弾力的な運用ができるように、市民から幅広く意見を聴取できる陳情は必要であると考えており、今後も陳情の取扱いは丁寧に対応すべきである。

<p>共 産 党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願は法律で規定されているが、陳情は会議規則等で議長が請願書の例により処理するものとなっている。 ・ 陳情審査の取扱いについて、他都市と異なるところはあるが、本市ではこれまで丁寧に対応してきており、良い伝統であると考え。また、本市は既に付託しない項目が多く規定されている。 ・ 他都市では「議会に直接関係する内容のもの」とあり、議会の自律権に関することとの説明であるが、内容が漠然としており、拡大解釈の恐れがある。 ・ 今回の2つの陳情は、議会が判断するもので委員会審査はなじまないと考える。 ・ 審査になじまないとと思われる陳情については、新たな規定に当てはめて一律に判断するのではなく、議長と議会局で検討した上で、既にある規定で議長が判断し、判断理由を提出者に説明すべきである。 ・ 自民党の提案のとおり、議員へのアクセスはしやすくなったが、請願は提出のハードルが高いと考えるため、陳情を請願と同様に取り扱うべきである。
<p>公 明 党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都市の陳情審査の取扱いを踏まえ、団で協議したところ、本市になく他都市にある規定を参考に12項目の意見があったが、更に議論して3項目まで絞り、①陳情の内容が単なる事実の報告又は苦情であるものなど、その性質上委員会における審査になじまないもの、②郵送により提出されたもの、③代表者が市外のもの、この3項目を付託しない陳情の取扱いに加えたい。 ・ 陳情と請願の取扱いについて差を付けることは理解するため、議員が提出者本人から意見を聞くのは大事である。 ・ 現地視察を行っている陳情について、ローカルな内容でも、委員会として委員全員で現地に行き、理事者から説明を受けている状況であり、他の事案との整合性を考える必要があると考える。